

南丹市サステナ・リビング構想事業
募集要項

令和7年11月10日
京都府南丹市

目 次

1	募集要項の位置づけ.....	4
2	対象事業の概要等.....	5
2-1	事業名称.....	5
2-2	公共施設等の種類等.....	5
2-3	公共施設等の管理者の名称.....	6
2-4	本事業の目的.....	6
2-5	事業方式.....	6
2-6	事業者の業務範囲.....	7
2-7	支払に関する事項.....	7
2-8	事業期間.....	8
2-9	事業スケジュール（予定）.....	8
2-10	事業の実施に必要と想定される根拠法令等.....	8
2-11	募集要項等の変更.....	9
3	民間事業者の募集及び選定.....	10
3-1	募集及び選定の方法.....	10
3-2	募集及び選定のスケジュール.....	10
3-3	入札参加資格.....	10
3-4	募集公告.....	15
3-5	募集要項等に係る質問の受付・回答.....	15
3-6	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付並びに参加資格審査の結果通知.....	15
3-7	応募の辞退.....	16
3-8	提案書類の受付.....	16
3-9	優先交渉権者の決定方法.....	17
4	優先交渉権者決定後の手続き.....	18
4-1	手続きにおける交渉の有無.....	18
4-2	特別目的会社の設立.....	18
4-3	S P Cの指定管理者の指定について.....	18
4-4	保険.....	18
4-5	その他.....	18
5	事業実施に関する事項.....	18
5-1	S P Cの権利組むに関する制限.....	18
5-2	市とS P Cの責任区分.....	19
5-3	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項.....	19
5-4	事業実施に関する事項.....	19
5-5	その他.....	20
5-6	本事業に関する市の担当部署.....	20
別紙	リスク分担表.....	21

【用語の定義】

本募集要項において用いる用語の定義は、以下に定めるところによる。

用語	用語の定義
本事業	南丹市サステナ・リビング構想事業をいう。
BTO 方式	Build Transfer Operate の略。公共施設等の建設（Build）を行い、竣工時に施設の所有権を公共へ移転（Transfer）した上で、民間が事業期間中その運営（Operate）を行う方式をいう。
SPC	応募者の構成員が本事業の施設整備・維持管理・運営を実施するために株主として出資し、設立する特別目的会社をいう。
応募者	本事業への応募企業又は企業グループをいう。
事業者	選定された応募者のうち、構成企業及び SPC で構成される。
代表企業	構成企業のうち、SPC の最大出資比率の出資者をいう。
構成員	構成企業のうち、SPC へ出資する企業をいう。

1 募集要項の位置づけ

本募集要項は、南丹市（以下「市」という。）が PFI 法に基づき特定事業として選定した本事業を実施する事業者を、公募型プロポーザル方式により募集・選定するために公表するものである。

別途資料の要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、は、本募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。

本事業の基本的な考え方については、実施方針と同様である。また、本事業の条件等について、実施方針に関する質問及び意見への回答（以下「質問回答書」という。）を踏まえて、募集要項等を作成しているため、応募者はこのことに留意し、本事業への参加に必要な書類を提出する必要がある。

なお、募集要項等と、実施方針及び実施方針に係る質問回答書に相違がある場合は、募集要項等の規定が優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問に対する回答によることとする。

また、市は、選定事業者を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者として維持管理・運営期間にわたって指定する予定であり、本募集要項は指定管理業務における募集要項を兼ねるものとする。

2 対象事業の概要等

2-1 事業名称

南丹市サステナ・リビング構想事業

2-2 公共施設等の種類等

本事業は、南丹市全域において、地域資源の活用と脱炭素化・地域経済循環を目的とする複合型 PFI 事業である。

市内各地域に点在する観光・エネルギー・農業・防災等の分野を横断的に結び付け、地域内資源を循環させる「サステナ・リビング構想」の実現を図るものであり、以下の8つの事業で構成される。

【事業の構成】

1. 空き家リノベーション事業

空き家を活用し、観光客向け宿泊施設としてリノベーションすることで、観光消費の域内循環を促進するとともに、空き家問題の解消と地域インフラの有効活用を図る。

2. トレーラーハウスを活用したカフェ事業

観光拠点や公共施設敷地内にトレーラーハウスを設置し、地域住民や観光客の交流促進、地域製品の活用を目的としたカフェを運営する。

3. 木質チップ加工事業

地域木材を活用した木質チップ製造拠点を整備し、バイオマスエネルギーの地産地消を推進し、森林整備の促進を図る。

4. スマート農業事業

ドローンを活用した農薬散布・獣害対策を行うスマート農業モデルを構築する。消化液肥料の再利用等により、資源循環型・脱炭素型農業の推進を図る。

5. 太陽光発電事業

市内遊休地に太陽光発電設備を整備し、市内公共施設への電力供給と地域エネルギー自給率の向上を図る。

6. 系統用蓄電池事業

平時は需給調整市場・容量市場での電力取引を行い、災害時には避難所等への非常用電源として活用する。エネルギーの安定供給と防災力の向上を目的とする。

7. イルミネーション事業

イルミネーションを整備し、夜間の賑わいと滞在価値を創出することで、地域への関心と民間投資意欲を喚起し、まちの再生を促進する。

8. EVステーション事業

市内に分散設置し、地域交通の利便性向上を図るとともに、観光客・市民によるEV利用を促進する。平時はEVステーションとして運用し、災害時には非常用電源の充電拠点として活用する。

【対象公共施設】

上記8つの事業により整備される公共施設等は、以下のとおりである（以下「公共施設」という）。

- ・ 空き家リノベーション宿泊施設
- ・ トレーラーハウスカフェ施設
- ・ 木質チップ加工工場
- ・ 太陽光発電所
- ・ 系統用蓄電池
- ・ イルミネーション景観施設
- ・ EVステーション

これらの公共施設は、観光・エネルギー・防災・地域振興の各分野における地域循環型社会の形成を目的として一体的に整備・運営されるものであり、個別に独立した施設ではなく、相互に補完・連携する「南丹市サステナ・リビング構想」の中核的インフラとして位置づける。

2-3 公共施設等の管理者の名称

南丹市長 西村 良平

2-4 本事業の目的

本事業では、南丹市における「まちの賑わい創出」と「地域資源の活用」を二本柱とし、持続可能で魅力ある地域づくりを目指すものである。「まちの賑わい創出」は、空き家を活用した宿泊施設整備やトレーラーハウスによるカフェ、EVステーションやイルミネーションの導入などにより、多様な人々が行き交い、滞在し、交流する場を創出する。「地域資源の活用」では地域資源を活かし、未利用材を活用したチップ工場、ドローン等によるスマート農業、太陽光・蓄電池を組み合わせた再エネ活用による地産地消型エネルギー循環を構築する。人口減少・高齢化・商業衰退といった地域課題に対し、環境・経済・観光の各側面からアプローチし、地域に根差した自立的発展と次世代への継承を実現することを目的とする。

2-5 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、PFI法という。）第8条第1項の規定に基づき市が選定した民間事業者（以下「事業者」という。）が、対象施設の建設・運営業務を事業期間中にわたって維持管理業務を遂行する、BTO方式（Build Transfer Operate）により実施する。

2－6 事業者の業務範囲

- ① 本施設の整備
 - ア 設計業務
 - ・調査業務
 - ・設計業務
 - ・申請等業務
 - ・その他業務
 - イ 建設工事業務
 - ・着工前業務
 - ・建設期間中の業務
 - ・備品等調達設置業務
 - ・完成後業務
 - ・その他施設整備上必要な業務
- ② 本施設の維持管理業務
 - ア 建築物保守管理業務
 - イ 建築設備保守管理業務
 - ウ 備品等保守管理業務
 - エ 清掃業務
 - オ 警備業務
 - カ 環境衛生管理業務
 - キ 外構等保守管理業務
 - ク 修繕・更新業務
- ③ 公共施設等の運営業務
 - ア 運営管理業務
 - イ 使用許可等に関する業務
 - ウ 使用料の徴収
 - エ 自主事業

2－7 支払に関する事項

本事業の事業費用のうち、施設整備業務については、国の交付金である「第2世代交付金」や民間負担金等を活用するものとし、維持管理運営業務については、民間事業者の独立採算による実施を基本とする。

施設整備費用については、本事業の補助対象施設建設費の概ね50%を当該交付金によって支払い、残りの概ね50%は、当初、民間資金で調達するものとする。民間資金で調達した部分については、民間負担金をもって充当することを想定する。民間負担金等の金額等については、交付金の交付要領に則り、選定事業者と協議の上、定めるものとする。なお、施設整備対価等の支払時期は、施設を自治体に引き渡した時点を基本とする。（ただし、国による交付金の配分率は年度により変動することがあるため留意すること。）

2－8 事業期間

① 本事業に係る事業期間

令和 29 年 3 月末までとする。

公共施設等の設計及び建設期間
公共施設等の維持管理及び運営期間

令和 9 年 3 月まで
令和 8 年 4 月～令和 29 年 3 月

2－9 事業スケジュール（予定）

事業スケジュール（予定）は次のとおりである。

（予定）	内容
令和 7 年 12 月 1 日	事業者の決定及び公表
令和 7 年 12 月上旬	補助金申請受付、交付決定
令和 8 年 4 月	施設維持管理運営開始
令和 9 年 3 月	施設整備完了
令和 29 年 3 月	事業終了

2－10 事業の実施に必要と想定される根拠法令等

PFI 法の他、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

各法令は、いずれも本事業公募公示日の最新の法令を適用するものとする。

- (ア) 地方自治法
- (イ) 建築基準法
- (ウ) 都市計画法
- (エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (オ) 建設業法
- (カ) 工場立地法
- (キ) 消防法
- (ク) 下水道法
- (ケ) 労働安全衛生法
- (コ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- (サ) 電気事業法
- (シ) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
- (ス) 個人情報の保護に関する法律
- (セ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (ソ) その他建築関係資格法・業法・労働関係法
- (タ) その他慣例法令、条例等

本事業の実施にあたり、事業者は関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の市が要求する水準（以下「要求水準」という。）と照らし合わせて適宜参考とすること。

2－1 1 募集要項等の変更

募集要項等公表後における民間事業者からの質問や民間事業者へのヒアリング結果等を踏まえ、募集要項等の内容の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を本市のホームページへの掲載により公表する。

3 民間事業者の募集及び選定

3-1 募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式とする。その後、優先交渉事業者は南丹市地方創生補助金交付要綱に基づき交付申請を行い、市が補助金の交付及び交付額を決定し、南丹市地方創生補助金交付決定通知書により通知するものとする。

3-2 募集及び選定のスケジュール

民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、次に示すとおりである。ただし、スケジュールは、状況により前後する場合がある。

(予定)	内容
令和7年11月10日	募集公告、募集要項等の公表
令和7年11月10日～11月14日	募集要項等に関する質問受付・回答
令和7年11月10日～11月20日	参加表明書、参加資格審査申請書類受付期限
令和7年11月21日	資格審査結果の通知
令和7年11月28日	事業提案書等の受付期限 午前中必着
令和7年12月1日	公開審査 (プレゼンテーション・ヒアリング) 午後2時から 南丹市役所2号庁舎310会議室
令和7年12月1日	事業者の決定及び公表
令和7年12月	補助金申請受付、交付決定
令和8年4月	維持管理運営開始
令和9年3月	施設整備完了
令和29年3月	事業終了

3-3 入札参加資格

(1) 参加者の参加要件

- ① 参加者は、単独の企業または複数企業によるグループ（共同体）とする。
- ② グループで応募する場合は、事業全体の責任を担う代表企業を1社選定し、その企業が市との連絡窓口となり、全体の責任を負うものとする。
- ③ 応募時には、グループの全構成企業を明らかにし、それぞれの担当業務を明示すること。
- ④ 応募者は、応募後の提案提出以降の必要手続きのすべてを対応するものとする。
- ⑤ 応募者は、南丹市競争入札参加資格者とする。ただし、参加資格未登録の者については、下記（3）に掲げる審査書類を提出し、参加資格があると認められた者であること。なお、グループで応募する場合は、構成企業全てが当該資格を有していることが必要である。
- ⑥ 参加表明書により参加の意思を表明した公募参加グループの代表企業の変更は認めない。
- ⑦ 参加表明書により参加の意思を表明した公募参加グループの構成企業の変更も原則として認めない。

- ⑧ 応募者は、提案に基づいて事業を運営するための特別目的会社や管理団体等を設立することも可能である。

(2) 参加資格要件

① 応募者の参加資格要件（共通）

応募者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。
- イ 応募書類提出日時時点で、納期の到来した市税および、提出日の 1 か月前までに納期の到来した国税（所得税、法人税、消費税）に滞納がないこと。
- ウ 提出日から実施者が決定されるまでの間、南丹市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- エ 応募者の役員（登記や届出がないが実質的に経営に関与する者を含む）が、暴力団員または暴力団関係者でないこと。
- オ 経営状態または信用状況が著しく悪化しておらず、適正に事業を履行できること。
- カ 審査委員の所属する組織や企業、またはそれに関連する者でないこと。
- キ 応募企業、グループ構成員、協力企業のいずれかが、他の応募企業やその構成員、協力企業と重複して参加していないこと。
- ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（ただし、手続き開始決定を受けている者を除く）でないこと。
- ケ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申し立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者でないこと。
- コ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申し立てがなされている者でないこと。

② 応募者の参加資格要件（業務別）

設計、建設、維持管理及び運営の各業務にあたる者は、上記①の要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。また、下記要件を満たす限りにおいて、設計、建設、維持管理及び運営を兼ねることも可能とする。

参加資格要件は、参加表明書の提出期限日から基本協定締結前日までの間、継続して資格要件を満たさなければならない。なお、参加資格要件を満たさなくなった場合の取り扱いは、(5) に示す。

ア 設計業務に当たる者（設計企業）

設計業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、下記の要件を満たすこと。ただし、設計業務に当たる者は複数である場合は、全ての者が下記を満たすものとする。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 建設業務に当たる者（建設企業）

建設業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、下記の要件を満たすこと。ただし、建設業務に当たる者が複数である場合は、全ての者が下記を満たすものとする。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく工事業について、特定建設業の許可を受けていること。また、建設業法第 26 条に基づき監理技術者を選任すること。

ウ 維持管理業務に当たる者（維持管理企業）

維持管理業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、下記の要件を満たすこと。ただし、維持管理業務に当たる者が複数である場合は、すべての者が下記を満たすものとする。

維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要となる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

（３）市の競争入札参加資格を有さない者の参加

南丹市入札資格者以外の者は、次に掲げる審査用の書類を提出すること。市が提出書類を確認した上で当該プロポーザルへの参加の可否を通知する。

- ① 法人にあつては、商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）
- ② 個人にあつては、身分証明書
- ③ 法人にあつては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その 3 又はその 3 の 3）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）
- ④ 個人にあつては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その 3 またはその 3 の 2）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）
- ⑤ 誓約書及び役員一覧表（南丹市所定様式）
- ⑥ 支店・営業所の場合、本社の委任状
- ⑦ 条件により登録証明書（必要な資格の確認）

※ 南丹市入札参加資格を有しない業者が候補者と決定した場合は、南丹市競争入札参加資格登録申請書及び南丹市競争入札参加資格審査申請書を候補者が総務部監理課へ提出すること。

（４）地域経済への配慮

応募者は、構成員及び協力企業に、市内に本社・本店を有する市内企業を加えるよう努めること。また、従業員を市内から優先的に雇用することや、必要な資機材・消耗品等を市内企業から調達することなど、地域経済の振興に配慮すること。

(5) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、構成員、協力企業又はその他企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該応募者は参加資格を喪失するものとし、次の取扱いとする。なお、参加資格の喪失に対して、市は一切の費用負担を負わないものとする。また、本事業に関して不正な行為を行った場合の取扱いについては、基本協定書に従うものとする。

① 参加資格を有する者であることの確認を受けた日から優先交渉者決定前日までの間に参加資格を喪失した場合

ア 代表企業が資格要件を喪失した場合

参加資格を喪失した代表企業が担当する予定であった業務を、構成員が代わり、かつ、構成員の中から新たに代表企業を選定する場合に限り、提案書類を提出することができる。ただし、参加資格を喪失した当初の代表企業を応募者から除外しなければならない。

イ 代表企業以外の構成員、協力企業又はその他企業が資格要件を喪失した場合

参加資格を喪失した構成員、協力企業又はその他企業が担当する予定であった業務を、別の構成員、協力企業又はその他企業が代わる場合は、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

また、参加資格を喪失した構成員、協力企業又はその他企業が担当する予定であった業務を代わる構成員、協力企業又はその他企業が応募者の中に存在しない場合は、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員、協力企業又はその他企業の追加を認め、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

② 優先交渉権者決定日から補助金交付決定までの間に参加資格を喪失した場合

ア 代表企業が資格要件を喪失した場合

当該応募者を失格とし、市は次点交渉権者と交渉を行うことができる。

イ 代表企業以外の構成員、協力企業又はその他企業が資格要件を喪失した場合

参加資格を喪失した構成員、協力企業又はその他企業が担当する予定であった業務を、別の構成員、協力企業又はその他企業が代わる場合は、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

また、参加資格を喪失した構成員、協力企業又はその他企業が担当する予定であった業務を代わる構成員、協力企業又はその他企業が応募者の中に存在しない場合は、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員、協力企業の追加を認め、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

③ 参加資格を喪失した企業の取扱い

上記①、②のいずれの場合においても、参加資格を喪失した構成員、協力企業又はその他企業は応募者から除外されるものとし、当該企業が出資を予定していた金額については、他の構成員（新たに追加された構成員を含む）が拠出しなければならないものとする。

(6) 応募に関する留意事項

① 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容の承諾の上、応募に参加すること。

② 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

③ 使用言語、単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

④ 公正な応募の確保

応募に当たって、応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合、市は決定の解除等の措置を取ることがある。

⑤ 応募に係る提出書類の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書類は、特に市が必要と認めるときには、提案書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

なお、応募者からの提出書類については返却しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

⑥ 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 参加者の資格を具備しないもの

イ 金額を訂正した提案価格書によるもの

ウ 委任状において記名押印のないもの

エ 委任状を有しない代理人のしたもの

オ 提案価格を表示しない代理人のしたもの

カ 自己のなしたものと他人のなしたものとにかかわらず同一人の名をもって2人以上の応募をしたもの

キ 上記に掲げるものの他、応募の条件に違反したもの

⑦ 市の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

3-4 募集公告

募集公告、募集要項については令和 7 年 11 月 10 日（月）とし、本市のホームページにおいて公表する。

3-5 募集要項等に係る質問の受付・回答

① 募集要項に関する質問の受付及び回答公表

募集要項等に関する質問及び意見の受付は、次の手順により行う。

受付期間	令和 7 年 11 月 10 日（月）から 令和 7 年 11 月 14 日（金）午後 4 時まで
受付方法	電子メール
提出様式	様式集に示すとおり。
注意事項	・様式は、市ホームページからダウンロードすること。 ・電子メールの件名は、「（事業者名）募集要項等質問」とすること。 ・電子メール送信後、申込書提出者は以下のメールアドレスに送付した旨を開庁時間内かつメール送信 1 時間以内に電話連絡し、様式の到達を確認すること。 ・質問を提出できる者は、本事業への参加を検討している法人等に限り（個人の方からの質問及び意見の提出はお控えください）。
提出先	南丹市 市民部 環境課 E-mail : kankyou@city.nantan.lg.jp 電話 : 0771-68-0085（開庁時間：午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分）

② 募集要項等に関する質問への回答公表

質問及び意見並びに質問に対する回答は、市ホームページにて公表する。

ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

回答公表日：令和 7 年 11 月 17 日（月）（予定）

3-6 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付並びに参加資格審査の結果通知

① 参加表明書の受付

本事業への参加を希望する応募者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類

受付期間	令和 7 年 11 月 10 日（月）から 令和 7 年 11 月 20 日（木）午後 4 時まで
受付方法	電子メール
提出様式	様式集に示すとおり。
注意事項	・様式は、市ホームページからダウンロードすること。 ・電子メールの件名は、「（事業者名）参加表明書及び参加資格申請書類提出」とすること。 ・電子メール送信後、申込書提出者は以下のメールアドレスに送付した旨を開庁時間内かつメール送信 1 時間以内に電話連絡し、様式の到達を確認すること。
提出先	南丹市 市民部 環境課 E-mail : kankyou@city.nantan.lg.jp 電話 : 0771-68-0085（開庁時間：午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分）

② 参加資格審査の結果通知

参加資格審査の結果については、令和 7 年 11 月 21 日（金）までに応募者の代表企業に対し、メール等にて通知する。

なお、この際に通知する登録受付番号を用い、提案書類の作成を行うこと。

3-7 応募の辞退

参加資格の確認を受けた応募者が、応募を辞退する場合は、提案書類提出期限までに、応募辞退届（様式 5-2）を市へ電子メールにより提出すること。

なお、応募を辞退した場合に、今後、市の行う業務において、不利益な取り扱いをされることはない。

3-8 提案書類の受付

① 提案書類の受付

参加資格の確認を受けた応募者は、提案書類を作成し、市へ提出すること。

受付期間

令和 7 年 11 月 28 日（金）午前中（必着）

受付方法 郵送（受付期限必着）または直接提出により受け付ける。

提出様式 様式集に示すとおり。

注意事項

- ・様式は、市ホームページからダウンロードすること。
- ・郵送にあたっては、日本郵便における業務状況等を勘案し、あらかじめ日数に余裕をもって差し出しを行うこと。

提出先

南丹市役所 市民部 環境課

「南丹市サステナ・リビング構想事業 提案書類」 在中

② 各業務に関する提案の条件

設整備業務、維持管理業務、運営施設の運営業務については、「要求水準書」及び「様式集」に従い、提案書類を作成すること。

③ 事業計画に関する提案の条件

事業計画については、「様式集」に従い、提案書類を作成すること。

3－9 優先交渉権者の決定方法

(1) 選定方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うこととする。審査委員会は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって募集を行った者のうち、総合評価が最高点となる者を決定し、市は、審査委員会の報告を尊重して優先交渉権者を決定する。

(2) 事業者審査委員会

審査は、審査委員会が優先交渉権者決定基準に基づき行う。審査委員は次のとおりである。なお、審査委員会において、提出された提案書による説明を含めて総合的に評価を行い、最も評価の高い事業者を優先交渉権者として選定する。また、次に評価の高い事業者を次点交渉権者とする。

	役職等
委員	南丹市副市長 南丹市 南丹市 南丹市 外部有識者 外部有識者

(3) 結果の公表

市は、選定された事業者が決定した場合、選定結果を市のホームページにて公表する。

(4) 民間事業者を選定しない場合

民間事業者の募集および提案の審査を行った結果、選定に適した事業者がいない場合や、いずれの提案についても公的財政負担の軽減が見込めないなど、PFI 事業としての実施が適切でないと市が判断した場合には、事業者の選定を行わず、事業方針の再検討を行う。この場合は、速やかにその旨を公表する。

4 優先交渉権者決定後の手続き

4-1 手続きにおける交渉の有無

事業者決定後の手続きにおいて、募集条件の重要な変更は行わないこととする。

4-2 特別目的会社の設立

優先交渉権者となった応募者は、本事業を遂行するために会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として S P C を本市内に設立するものとする。S P C は、本事業以外の一切の事業ができないことを、定款等により明らかにすること。

4-3 S P C の指定管理者の指定について

S P C を本事業に係る施設の指定管理者とする旨の議会の議決を得た後、事業期間中の管理を委託する。

4-4 保険

事業者は本事業に関連する保険に加入することとする。

4-5 その他

（1）補助金交付申請

南丹市地方創生補助金交付要綱に基づき、南丹市地方創生補助金交付申請書を提出すること。

（2）情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、本市のホームページ等を通じて行う。

（3）事業の手続きにおいて使用する言語及び通貨等

使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（4）募集に伴う費用負担

応募者の募集に伴う費用については、すべて応募者の負担とする。

また、参加資格要件に係る個別質問に要する書類、募集参加資格の審査に要する書類及び募集提案書については、返却しないものとする。

5 事業実施に関する事項

5-1 S P C の権利組むに関する制限

（1）S P C の事業上の地位の譲渡等

市の事前の書面による承諾がある場合を除き、S P C は事業上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならないものとする。

（2）S P C の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された S P C に出資を行った者は、本事業が終了するまで S P C の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないものとする。ただし、本事業に必要な資金を

融資する融資機関が担保権を設定する場合は、除くものとする。

（３）債権の譲渡・質権設定及び債権の担保提供

S P Cが、市に対して有する本事業の設計、建設及び維持管理業務の提供に係る債権の譲渡、質権の設定及びこれの担保提供は、市の事前の書面による承認がなければ行うことができないものとする。

５－２ 市とS P Cの責任区分

（１）責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、S P Cが担当する業務の実施に伴い発生するリスクについては、それを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。

（２）予測されるリスクと責任分担

市とS P Cの責任分担について、応募者は負担すべきリスクを想定した上で応募を行うものとする。

（３）保険

S P Cは、保険により費用化できるリスクについては、合理的範囲で付保するものとする。

５－３ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

（１）法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

（２）財政上支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

（３）その他の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

５－４ 事業実施に関する事項

（１）誠実な業務遂行義務

S P Cは、募集提案書及び募集要項等に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

（２）事業期間中のS P Cと市の関わり

① 本事業は、S P Cの責任において実施される。また、市は事業実施状況の確認等を行う。

- ② 本事業の安定的な継続、また、事故に際して本事業の継続性をできる限り確保する目的で、市は、ＳＰＣに対し融資を行う金融機関等の融資機関（融資団）と直接協定を締結し、当該融資機関（融資団）と協議を行うことができるものとする。
- ③ 事業計画等の解釈について疑義が生じた場合、市とＳＰＣは誠意をもって協議するものとする。また、事業に関する紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

５－５ その他

（１）事業継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合
事業者が要求水準書で定められたサービス水準を継続的に達成できない場合や、達成度が著しく低い場合、市は改善勧告を行い、改善策の提出および実施を求める。改善が見られない場合、市はサービス提供者の交代を求めることができる。この場合、事業者は、市が被った損害を補償しなければならない。
- ② 市の事由により本事業の継続が困難になった場合
市の事情により業務の継続が困難となった場合、市は事業者が被った損害を補償する。
- ③ その他の事由により事業の継続が困難となった場合
不可抗力など、市・事業者いずれにも責任がない理由で事業の継続が困難となった場合には、双方で協議し適切な措置を講じる。それでも継続が困難と判断された場合は、事業を終了する。

５－６ 本事業に関する市の担当部署

（１）本事業に関する市の担当部署

南丹市 市民部 環境課

〒622-0004 京都府南丹市園部町小桜町4 7 番地

電話：0771-68-0085

FAX：0771-63-0653

E-mail：kankyou@city.nantan.lg.jp

別紙 リスク分担表

	リスクの種類	リスクの種類 リスクの内容	負担者		
			市	SPC	
共通	提供した情報リスク		○		
	応募リスク			○	
	制度関係リスク	政治・行政リスク	本事業に直接影響を及ぼす市に関わる政策の変更・中断・中止	○	
		法制度リスク	本事業に直接関連する根拠法令の変更、新たな規制法の成立	○	
			上記以外の法令の変更		○
		許認可リスク	SPC が取得すべき許認可の取得遅延または取得できなかった場合		○
			市の事由による許認可取得遅延	○	
		税制度リスク	消費税の範囲変更、税率変更に関するもの	○	
			法人の利益や運営に係る税制の新設や税率の変更		○
			建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの（市への所有権移転前）		○
			本事業に直接影響する税制の新設・税率変更に関するもの	○	
		上記以外の法人税の新設・変更に関するもの		○	
		社会リスク	住民対策リスク	本事業そのものに対する住民の理解が得られない場合	○
	提案内容に関し、住民の理解が得られない場合				○
	住民からの苦情（建設時・運営・維持管理時）				○
	第三者賠償リスク		本業務の実施に起因して第三者に及ぼした損害		○
	環境関連リスク		調査・工事による騒音・振動・地盤沈下・地下水の枯渇、大気汚染・水質汚濁・臭気・電波障害等に関する対応		○
	債務不履行リスク	市の債務不履行による中断・中止	○		
		SPC の債務不履行・構成企業の債務不履行等による遅延・中断・中止		○	
	不可抗力リスク		天災・暴動等自然・人為的な事象のうち、通常予見不可能な事象による損害・遅延・中断・中止	○	
	経済リスク	資金調達リスク	民間資金調達・確保		○
			交付金・補助金の調達・確保	○	
		金利リスク	金利変動		○